

# 宿所提供施設利用家族の「ホームレス」化過程

## —ホームレス研究のための予備的考察—

川原 恵子

A Case Study on Homeless Families in Tokyo

Keiko Kawahara

### 1. はじめに

本稿では、近年日本においても社会問題化しつつある「ホームレス」問題とこれに対する社会政策や福祉政策の問題を検討していくための基礎的作業として、東京都のある宿所提供施設利用家族の「ホームレス」化過程に限定して検討を行う。

わが国の「ホームレス」研究はまだ始められたばかりであり、研究方法や用語の定義などの検討はこれからの課題である。また、英米のように「ホームレス」に対する国レベルでの立法施策は未だ存在せず、既存の社会保障制度の中で、「失業者」「障害者」「被保護者」「行路病人」等というカテゴリーで様々に対応されているのが実態である。したがって、ここでは、「ホームレス」の意味に最も近いと考えられる「住居のない要保護者」に対する制度の利用者を検討することによって、実態に即した「ホームレス」を捉えることとする。もちろん、このような制度で捉えられた利用者だけが「ホームレス」であるとは限らないが、「住居のない要保護者」＝「ホームレス」と仮定することで、今日の「ホームレス」全体の一端を把握できると考える。なお、「ホームレス」概念そのものについての詳細な検討は、稿をあらためて取り上げたい。

### 2. 宿所提供施設

本稿で取り上げる施設は、生活保護法第38条第1項第5号に定められる宿所提供施設である。この施設は、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設（同法同条第5項）」であり、この施設の利用が住宅扶助の現物給付を意味する。生活保護法に基づく7種類の扶助のうち、原則的には医療扶助のみが現物給付であり、他の扶助は金銭給付で行われると規定されている（同法第5章）。したがって、宿所提供施設の利用による住宅扶助の給付は例外的な扱いとなる。このことは、法の予定する住宅扶助は、住居の喪失を伴わない貧困に対するもの、つまり住居の喪失以前に保護の受給が開始されるということの意味しており、「住居のない要保護」状態はあくまでも例外的なものという見方である<sup>2)</sup>。このことと関連し、厚生省による宿所提供施設の位置づけは、かなり消極的なものといえる。1957（昭和32）年に出された「保護施設取扱指針」によれば、宿所提供施設の役割は「時代の推移と共に或は機能的変化を辿り、或は必要性を減じてゆくこともまた当然の帰結である<sup>3)</sup>」として捉えられており、住宅政策の整備と共に衰退していくものとして位置づけられている。施設数がピーク時の約5分の1にまで減少していた当時の宿所提供施設の実態調査をまとめた藤井は、施設の減少化

の要因として、公営住宅の整備などによる住宅事情の緩和、住宅扶助基準の緩和等を指摘し、上記のような厚生省の見解を裏付ける結果を導き出している<sup>4)</sup>。

実際、宿所提供施設の施設数は、戦後の住宅不足を背景に急増したが、1956（昭和31）年の162施設をピークに1963（昭和38）年には100を切り、それ以降漸減傾向にある。特に、1971（昭和46）年頃までは年に10施設前後ずつ減っていくが、その後ペースダウンし、1990（平成2）年からはほぼ横ばい状態となった。なお、現在は全国にわずか13施設（定員1052人）あるのみである（1997（平成9）年10月現在）。ただし、東京都だけの推移を取り上げると、1960年代から65年にかけて20強の施設があったが、1965（昭和40）年以降は10強で推移し、その後1980年代半ばから現在に至るまで5施設のままである（1996（平成8）年度現在）。また現在では、宿所提供施設の3分の1以上が東京に集中している。

このように、その歴史的社会的役割を終えた感のある宿所提供施設であるが、特に東京では、1980年代後半頃から緊急的な対応が必要な「新しい」利用者の存在を指摘する現場からの報告が見られる<sup>5)</sup>。もちろん、こうした傾向は、宿所提供施設の社会的役割を再評価させたいというような施設管理者や行政担当者の政策意図等によって、導かれる面もある。例えば、「他の社会政策や福祉施策、法の未整備により、落層を余儀なくされた人々の受け皿としての役割<sup>6)</sup>」として「つなぎ」的保護を行うという新しい宿所提供施設のあり方を模索する動きが現場の職員を中心として出始めている。東京のこのような傾向は、都独自の事業である「東京都母子緊急一時保護」や各区市で実施されている類似の保護事業、一般婦女子に対象を拡大した婦人相談所の「一時保護」の開始と連続的に捉えられる<sup>7)</sup>。1993（平成5）年からは、

特別区で生活保護法とは別の準拠法規に基づき、家族や単身女性を対象とした「緊急一時保護」という事業を創設し、「住居のない要保護者」の積極的な受入れを始めている<sup>8)</sup>。事業開始以降、上記のような利用者を保護し、高い施設稼働率を示している。なお、今回本稿では、宿所提供施設の利用家族の住居喪失過程を中心に検討するため、このような宿所提供施設の現代的意義や役割の検討を行わず、上のような傾向を確認しておくに留める。

### 3. 分析視点としての「ホームレス」化

上記のような「住居のない要保護者」を対象とする宿所提供施設の利用家族は、入所にあたって「住居のない」状態にあった。ここで、「住居のない」状態とは、単に住む「家」がないというだけでなく、独立した家族生活を継続的に営んでいく、私生活の拠点となる「場」を失っていることを意味している。一般に、今日の社会において、個人や家族は何らかの生活拠点を中心に生活を営んでいる。松村によれば、その拠点は住居によって区切られ、一定の耐久消費財を備えた物理的空間を持ち、また同時に家族の心理的空間をも含んでいるという<sup>9)</sup>。岩田はこのような拠点を「ホーム」と位置づけ、物的な家を意味する house と区別して用いている<sup>10)</sup>。すなわち、この「ホーム」は、第一に「規則的な食事、睡眠、入浴、性生活、育児などが安全に行なわれる拠点であり、外部社会からの不当な介入や監視を排除<sup>11)</sup>」する私生活の砦であり、第二に「外部社会に連なりながら、収入を得、商品を購入し、余暇をエンジョイし、学校にも行く、というような社会的行為の起点となり、終点となる<sup>12)</sup>」拠点であり、第三に「自らを社会のネットワークに繋ぎ留めておく<sup>13)</sup>」ための社会の構成員としての帰属を示す場である、という三つの意味で家族生活の中心の場になるという。

この岩田の定義を援用すると、「住居のない」状態とはまさしく「ホームのない」状態＝「ホームレス」状態と言い換えることができる。

ところで、上のような意味での「ホームレス」状態は、独立したホームを獲得していた段階から、それを失っていく過程を前提にしている。ここで、この「ホームレス」状態を生じさせてゆく過程を、「ホームレス」化と呼んでおく。ただし、「ホームレス」化は、このようなホームの喪失過程だけではなく、その前提としての貧困化もまた包含する。たとえ、生活の場としての拠点を失ったとしても、それがそのまま「ホームレス」を意味するのではなく、再び独立した家族生活を継続的に営んでいくことのできる住居を得られれば問題がない。次の拠点となる転居先を借りるだけの金銭的余裕がなかったり、アパート引越しまでの間、頼ることができる知人、友人や親族などのインフォーマルサポートを持たない場合に、まさしく最後の手段として、公的な機関への保護の要請がなされるのである。

本稿では、この「ホームレス」化に着目し、継続して営まれる私生活の場、拠点としてのホームの「ある」状態から「ない」状態を経て、宿所提供施設入所へと至る過程を検討する<sup>14)</sup>。なお、ここでは利用者の中でも家族にのみ焦点をあてており、その理由は後述する。

#### 4. 「ホームレス」及び「ホームレス」化についての作業上の定義

では、ここでの「ホームのある」、あるいは「ホームレス」とは具体的にどのような状態なのだろうか。また、「ホームレス」化していくということはどういうことなのだろうか。分析を行うためには、作業上の具体的な定義が必要となる。このことについて、2人以上の世帯に限定して検討しておきたい。

第一に、「ホームのある」「ない」という状態について考えてみよう。上で述べたような、ホームを具体的に構成する要素として住宅と家族生活（世帯）があるが、国の指定統計である住宅統計調査では、この二つを次のように分類している。人が実際に居住する「入れ物」を、「住宅」と「住宅以外の建物（以下、非住宅と称す）」に分け、そこを拠点とする家族生活の単位を、「主世帯」と「同居世帯」、「普通世帯」と「準世帯」に分ける。前者の区分は、1住宅に1世帯が住んでいる場合、その世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上が住んでいる場合に、主な世帯を「主世帯」、他の世帯を「同居世帯」と定義する。後者の区分は、住居と生計を共にする家族などの世帯を「普通世帯」、「非住宅」に居住する単身者又はそれらの人々の集まりを「準世帯」としている<sup>15)</sup>。この統計調査の住宅と世帯のカテゴリーの組み合わせから、2人以上の世帯について表1のような四つのグループが得られる。そこで、これをもとに「ホームのある」「ない」の状態について以下のように定める。

表1 2人以上世帯の「住宅」と「世帯」の組合せ

	主世帯で普通世帯	同居世帯で普通世帯	準世帯
「住宅」	①	③	
「住宅以外の建物」	②		④

まず、「ホームレス」状態に該当するのは、「非住宅」に居住する「準世帯」及び「普通世帯」である（②及び④）。もちろん、「非住宅」にすら居住していない路上生活者（Rough sleeper）や深夜喫茶店、オールナイトの映画館などで夜を明かす者は当然ここに含まれる。さらに、「住宅」に居住

する「同居世帯」も上のような意味でのホームを失っている状態なので、ここでは「ホームレス」状態であるとする(③)。

ゆえに、「ホームのある」状態になるのは、「住宅」に居住する「普通世帯」の「主世帯」のみである(①)。具体的には、持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅、給与住宅など住宅の名宛人を含んだ家族である。但し、②の中にも、「ホームレス」状態にあたる宿泊所や旅館、飯場などの建設従事者宿舎に一時的に滞在する家族以外に、単身寮・寄宿舎、旅館などに管理人や調理人として住込み就労する家族が含まれている。この住込み就労の家族は、①グループ内の「給与住宅」への居住に類似した形態であるため、ここでは「ホームのある」状態に含める<sup>16)</sup>。

ところで、「ホームのある」状態は、ホームの「安定」の度合いにいくつかのグレードを含むものと考えられる。もちろん、住宅の種類によってそれが異なることは、当然考えられる。例を挙げれば、持ち家は賃貸住宅や給与住宅に比して安定しているといえるし、また、賃貸住宅でも公営と民間では安定度が違うと考えられよう。しかし、ここでは、安定の度合いを住居の種類別に置くのではなく、その「住宅」への居住を正当に主張しうるかどうか置く。例えば、住宅のローン返済を要する持ち家や賃貸住宅においては、ある一定の支払いを定められた期日に行うことが求められ、こうした支払いの遅滞が、正当な居住の条件を危うくさせることになる。また、給与住宅においては、その性質上雇用契約の存続が前提とされるため、その範囲でのみ正当な主張が可能となる<sup>17)</sup>。つまり、就業(雇用契約)上の地位がパートやアルバイト、臨時雇用など非正規の不安定なものであれば、「給与住宅」への居住も必然的に不安定なものとならざるを得ないのである。したがって、「ホームのある」状態である「住宅」への居住は、こ

のように正当な居住の条件を満たす限りにおいて「安定」したホームであり続ける。しかし、そうではない場合に、ホームとしての機能は維持することが可能であるとしても、極めて「不安定」なものになってしまうのである。

第二に、以上のような作業上の定義に基づくと、「ホームレス」化のプロセスを次のような典型としてさしあたり想定することができる。例えば、民間賃貸住宅で「安定」したホームを獲得していた家族が、失業や自営業倒産、主たる稼得者の疾病など家計を悪化させる何らかの問題・事故の発生によって、ホームを維持する必要経費の捻出が困難になる。家計の悪化が回復できず、家賃の滞納状態が長期に続けば、ホームは極めて「不安定」なものとなる。さらに、滞納状態を脱することができなければ、「家賃滞納立退き」という決定打によって、「ホームレス」状態へと至る。もちろん、ここでの「ホームレス」状態は、そのまま路上生活などの「文字通りのホームレス」を意味するとは限らない。親族や友人などインフォーマルなサポートを得られれば、「ホームレス」とはいえ屋根のある状況に置かれることになるし、ビジネスホテルへの数日間の宿泊なども考えられよう。そういったものが、全く期待されない場合に、公園や河川敷での野宿生活という「文字通りのホームレス」状態へと至る。

さらに、「ホームレス」化に必然的に包含される貧困化の把握が問題となるが、本稿では次のようにこれを考える。江口の「貧困層プール」論に基づくと、「貧困化」は、家族生活を規定する所得の源泉たる職業＝社会階層が、安定(一般)階層から不安定就業層、被保護層へと「転落」する「深化」がある<sup>18)</sup>。ここでは、この理論を援用し、貧困化を主たる稼働者の社会階層を中心に捉えるが、所得水準がある程度予測可能な制度の利用(例えば、第2種公営住宅<sup>19)</sup>に居住、基礎年金、児童手

当など所得制限のある給付の受給)も併せて用いる。したがって、「安定就業階層」→「不安定就業階層(要保護層)」→「被保護層」という流れが一つの典型として想定される。なお、上で述べたものはいずれも、実証分析のための作業モデルにすぎず、実際の「ホームレス」化の過程がすべてこの流れを追うものであるとは限らないことを確認しておく。

## 5. S施設利用家族の「ホームレス」化

幸い、筆者は東京都内のあるひとつの宿所提供施設(以下、S施設)において、1993(平成5)年度から1997(平成9)年度の5年間に入所し、退所した利用全家族につき、ケース記録の閲覧・分析を行う機会を得た。ケース記録という二次資料の限界もあり、必ずしもすべての調査事項に関わる情報を得ることはできていない。また、調査施設はわずか1施設のみであり、これによって「ホームレス」化一般を論じることは到底できない。しかし、基礎的作業としての「ホームレス」化の一端を示すことはできると考える。なお、調査施設は家族世帯に限らず、単身世帯の利用も可能であったが、S施設の主たる利用対象は家族であることから今回は家族世帯にのみ限定して論じる。

調査対象となる家族(2人以上世帯)数は延べ107世帯であり、2世帯の重複利用が見られた。しかし、入所理由、入所時期はそれぞれ異なっているため、別々にカウントしている(父子及び母子が各1世帯ずつ)。また、既述したように、調査施設では特別区で実施している「緊急一時保護事業」が1993(平成5)年度より開始されているが、生活保護法に基づき利用した家族も、緊急一時保護事業での利用家族も「ホームレス」化について実際上の区別は見られないので同様に取扱った。

## 5. 1 調査項目

調査項目は以下の通りである。入所年月日、退所年月日、家族構成、家族人員、入所理由、実施機関、退所先、前住所、世帯主学歴、世帯主出生地、世帯主最終学歴地、世帯主生育歴、家族形成歴、他法利用、疾病・障害である。特に家族形成・変動につき、①家族関係(法定婚姻関係か否か、法定婚姻関係の場合、同棲生活が先行しているかどうか、離婚歴の有無、家族人員に変動がある場合その理由は何か)、②家族の経済状況(就職、転職、離職、失業、退職、雇用形態の変化、借金・クレジット、家賃の滞納、生活保護や年金・手当の受給)、③家族の地域移動(転勤、転職・離別等による転居)を注意して読み取った。また、家族形成・変動は世帯主の夫婦関係(法定婚、事実婚)を中心としたが、異なるパートナーと複数回の夫婦関係がある場合、施設入所に最も近い関係を基準とした。ただし、同じパートナーと離別を繰り返している場合は必ずしもこの限りでない。また、法的に婚姻が継続しながら他のパートナーとの家族生活がスタートしている場合など法的地位と事実が異なる場合、事実の方を重視した。

## 5. 2 S施設入所前日の居所

S施設入所前の「住居のない」状態を見るために、入所前日の居所について読み取れるもののみを取り上げたものが、表2である。最も多いのは、

表2 S施設入所前日の居所

	世帯数	%	合計
持ち家(戸建、マンション)	1	0.9%	
民間賃貸住宅	11	10.3%	
公営(公団)住宅	4	3.7%	23.4%
住込み等(社宅、借上げアパート等)	6	5.6%	
その他の居所	3	2.8%	
婦人相談所	19	17.8%	
婦人保護施設	6	5.6%	
母子寮(現母子生活支援施設)	5	4.7%	34.6%
その他施設(病院を含む)	7	6.5%	
居候	12	11.2%	11.2%
ホテル・健康ランド	2	1.9%	1.9%
居所不適	2	1.9%	
公園・河川敷・浮浪	11	10.3%	12.1%
不明	18	16.8%	16.8%
計	107	100.0%	100.0%

注)「その他の居所」は、居所にいたがその種類の判別が困難なもの、「居所不適」は車や病院のロビーでの夜明けを指す。

「婦人相談所」であり、17.8%である。「婦人保護施設」「母子寮（現母子生活支援施設）」等何らかの福祉施設等に入所していた家族は、全体の3分の1強を占める。その他、「民間賃貸住宅」で前夜を過ごした家族が1割、親族・知人宅への居候も1割である。「文字通りのホームレス」状態である公園、河川敷など居所に不適な場所で前夜を過ごした家族は、12.1%だけだった。さらに、S施設に入所する以前に何らかの福祉施設に入所していた家族のうち、施設保護される前日の居所がわかるものを含めて再掲する（表3）と、不明が約2割あるが、最も多いのは「民間賃貸住宅」で18.7%、「住込み等」が10.3%、「公営住宅」は7.5%である。親族又は友人・知人宅へ居候していた家族は2割を占め、「文字通りのホームレス」状態については変化がなかった。

表3 施設入所前住居（再掲）

	世帯数	%	合計
持ち家(戸建、マンション)	1	0.9%	43.9%
民間賃貸住宅	20	18.7%	
公営(公園)住宅	8	7.5%	
住込み等(社宅、借上げアパート等)	11	10.3%	
その他の居所	7	6.5%	
居候	22	20.6%	
ホテル・健康ランド	4	3.7%	
居所不適	2	1.9%	
公園・河川敷・浮浪	11	10.3%	
不明	21	19.6%	
計	107	100.0%	100.0%

注) 表2に同じ

以上、施設入所直前の状況について、「ホームレス」状態であったのは、居候状態を含めて全体の3分の1強であり、その中でも路上生活などの「文字通りのホームレス」状態にあった家族は1割にすぎない。一方、施設入所直前にあっても「ホームのある」状態であった家族は、4割を超える。

なお、ここで入所理由と施設入所前住居のクロスを見ると、「ホームのある」状態であっても、「安定」したホームなのか「不安定」なホームなのがある程度推測される（表4）。「安定」した

表4 入所理由×施設入所前住居（再掲）

	持ち家	民間賃貸住宅	公営(公園)住宅	住込み等	その他の居所	居候	ホテル・健康ランド	居所不適	公園・河川敷・浮浪	不明	計
老化立退き		1 5.0%			1 14.3%	3 13.6%	1 25.0%			1 4.8%	1 0.9%
家賃滞納立退き		6 30.0%	4 50.0%			1 4.5%				16 15.0%	
その他立退き		2 10.0%	1 12.5%			1 4.5%				7 6.5%	
住込先退立				1 9.1%		1 4.5%				1 4.8%	
借金取立て	1 100.0%			6 54.5%						3 2.8%	
罹災						2 9.1%				4 3.7%	
夫・前夫・内夫の暴力		10 50.0%	3 37.5%	3 27.3%	4 57.1%	9 40.9%	1 25.0%			38 35.3%	
家族の暴力(夫以外)					1 14.3%		1 25.0%			2 1.9%	
親族不和										1 0.9%	
浮浪・路上生活		1 5.0%			1 14.3%	4 18.2%	1 25.0%	2 100.0%	11 100.0%	23 21.5%	
退院帰来先なし				1 9.1%						1 0.9%	
居候先同居人不和						2 9.1%				2 1.9%	
不明										1 4.8%	
計	1 100.0%	20 100.0%	8 100.0%	11 100.0%	7 100.0%	22 100.0%	4 100.0%	2 100.0%	11 100.0%	21 100.0%	107 100.0%

注1) その他立退きは立退き理由が不明のもの、家族の暴力は夫・内夫などアパート以外の家族員からの暴力を指す

注2) (民間賃貸住宅)で入所理由が「浮浪・路上生活」のものは、一旦保護された後に賃貸住宅先を確保して退所したものを再び浮浪し、最終的にはここを立退きとなったケースである。入所理由は、S施設職員

ホームであったと考えられるのは、入所理由が経済的な理由を伴わない「夫・前夫・内夫の暴力」「家族の暴力」「親族不和」の家族であろう。これらを入所理由とする家族は、全107世帯のうち41世帯（38.3%）である。入所直前に「ホームのある」状態で、これらを入所理由とする家族は21世帯であり、施設入所直前に「ホームのある」家族47世帯のうちの44.7%である。ただし、入所理由が直接的には「夫・前夫・内夫の暴力」等であっても、家賃滞納による立退き要請をも同時に受けている「不安定」の場合もあり、入所理由だけをもってホームが「安定」か「不安定」かの判断をするには限界がある。以下、事例を挙げて検討する。

### 5. 3 事例に見る「ホームレス」化過程

さて、施設入所直前の住居から、大まかな「ホームレス」化の流れが把握できたが、より詳細に検討していくため、「ホームのある」状態である持ち家、アパート、公営住宅、住込み等という住宅の種類別にケース記録からその過程を追ってみる。

一般的には、家族形成は私生活の拠点となる独立的安定的な住居を構えて開始されると考えられる。したがって、事例では家族の形成期からいかにしてホームを失っていくのかをいくつかの指標を使って追う。「ホームレス」化では、「安定」したホームのある状態から次第にホームの「不安定」を経て、「住居喪失要因＝入所理由」の発生によって「ホームレス」状態に至ると想定した。また、「ホームレス」化には貧困化が伴っており、「不安定」なホームはそのまま家族生活（家計）の悪化を意味すると想定される。そこで、「安定」したホームを「不安定」へと導き、同時に家計の悪化へと至らしめる事故・事件の発生を①、「家計の悪化」を②、「ホームの不安定」を③、「住居喪失要因」を④とする。④の発生後、親族・友人宅への居候と

いうインフォーマルな資源からのサポートがあれば⑤、サポートがなく「文字通りのホームレス」となった場合を⑥と置く。

#### 5. 3. 1 持ち家ケース

＜事例1＞ 持ち家から「借金取立て」「自宅売却」によって入所したケース

この家族は三世代7人家族（世帯主40代、妻40代、世帯主の母70代、中学生1人を含む子ども4人）であったが入所時は20代の長子を除く6人である。入所理由は「借金取立て」である。

世帯主は大卒後、世帯主の母親が営んでいた家業（小売業）を継ぎ、1973（昭和48）年現妻と結婚する。結婚後2年ほどで経営不振に陥り（＝①）、1981（昭和58）年に運送業に転業する。1992（平成4）年に自己破産の申し立てをし（＝②）、2年後には土地家屋を売却（＝③）、同年秋立退きが決定する。しかし、消費者金融などからの借金の取立てが厳しく立退き日を前に住居を出（＝④）、そのまま施設入所する。

#### 5. 3. 2 民間賃貸住宅ケース

＜事例2＞ 「自営業倒産」後、「夫の蒸発」によって入所に至ったケース

夫婦と子の4人家族（世帯主30代、夫30代、子ども2人（幼児と学童））であったが、施設入所時は夫を除く母子3人世帯である。入所理由は、「家賃滞納立退き」である。

世帯主は高卒後家事手伝いを数年した後、4年間会社勤務をし退職する。別の会社で販売員（アルバイト）をしている時に、同じくアルバイトで営業の仕事をしていた夫と知り合い、1986（昭和61）年結婚する。結婚後、夫は友人と共に事業（輸入販売業）を興し、世帯主は第一子出産までアルバイトを続け、その後専業主婦となる。夫の事業は上手くいかず、夫の実家から恒常的に援助を受け

ていたが、1992（平成4）年末、その援助が途絶える（＝①）。翌年1月、事業開始後7年で夫の会社が倒産し、同年夏借金の取立てが厳しく夫が蒸発する（＝②）。借金の取立てと家賃滞納を理由に立退きを要求され（＝③）、明渡し日を前に母子で婦人保護施設に緊急入所する（＝④）。夫から連絡が入り、その後一旦自宅に戻るが立退き日となり、S施設入所となる（＝④）。

### 5. 3. 3 公営（公団）住宅ケース

<事例3> 生活保護を受給しながら、「ホームレス」化したケース

この家族は寡婦2人世帯（世帯主50代（女性）、世帯主の母）であり、入所理由は公営住宅の「家賃滞納立退き」である。

世帯主は、中卒後長い間家事手伝いをする。世帯主は昭和40年代初期から約7年間社員として働くが、疾病のため退職する。同時期、アパート経営をしていた父親も糖尿病と癌に罹り（＝①）、2人分の医療費が嵩み困窮、借金をする（＝②）。その後未婚のまま、世帯主のパート就労と母の厚生遺族年金で2人だけで暮らす。昭和50年代半ばに自宅でケガをし、就労不能となる（＝①）。1981（昭和56）年より生活保護の受給を開始し（＝②）、転宅指導を受けて公営住宅に転居する。1990（平成2）年、世帯主は疾病で入退院を繰り返す（＝①）、翌年3月に破産宣告を受け（＝②）、同年末に使用料滞納による明渡し訴訟が提起される（＝③）。1992（平成4）年12月公営住宅を明渡し（＝④）、親族宅へ寄留する（＝⑤）。転居先見つからず入所に至る。

<事例4> 同じく、生活保護を受給し、「夫の暴力」で「ホームレス」化したケース

4人家族（世帯主40代、夫30代、子ども2人（小、中学生各1人））だったが、入所したのは夫を除く母子3人世帯である。入所理由は「夫・前

夫・内夫の暴力」である。

世帯主は、高卒後バスガイドとして2年間勤務後、1973（昭和48）年、夫と結婚し退職する。以降専業主婦となる。結婚後4年目に8年間勤めていた夫の会社が倒産し（＝①）、その後は鳶、日雇いの内装業で生計を立てる（＝②）。1987（昭和62）年、夫が疾病で就労不能となり（＝①）、世帯主がパート就労（保険外交員）を始めるが、低賃金のため生活できず生活保護を受給する（＝②）。翌年には夫の健康が回復し、日雇いの就労を始め、主のパート就労との合計が保護基準を上回り廃止される。1992（平成4）年3月頃より夫の体調が思わしくなく、12月には入院となる（＝①）。入院費用も捻出できず病院の医療ソーシャルワーカーに相談し、翌年生活保護を申請し再開される（＝②、以降入所まで続く）。夫が無免許運転で事故を起こしたり、覚醒剤の使用、暴力があり、警察に保護を求めて家出する（＝④）。警察では自宅に帰され、親族宅へ身を寄せる（＝⑤）。2日後に婦人相談所に保護を求め、そのまま入所となる。

### 5. 3. 4 住込み等ケース

<事例5> 家族形成期から不安定な事例であり、転居を繰り返していたケース

この家族は、もともと4人家族（世帯主40代、妻40代、子ども2人（いずれも小学生））であるが、入所時は夫婦のみの2人家族だった。入所理由は、「住込先解雇立退き」である。

世帯主は中卒後家業の農業を手伝ったり、船会社に就職したりしている。主、現妻ともに離婚歴がある。世帯主は、離婚後パチンコ店店員など住込み就労を転々とし、1983（昭和58）年に現妻と再婚する。夫婦は家族形成期から、数ヶ月間隔で住込み就労を転々とし（＝②、③、④）、その移動範囲は広範囲にわたり、職種も工員（アルミサッシ加工会社）や店員（パチンコ店やホテルなど）、



新聞拡張員など多岐にわたる。1991（平成3）年に中部地方で保護され、救護施設へ入所している（＝②'、③'、④'）。その後、公営住宅に転出し、世帯主は警備員として勤務する。しかし、2ヶ月後には腰痛で就労不能となり（＝①'）、生活保護を受給する（＝②'、廃止年月日は不明）。公営住宅に入居して約1年半後、傷病回復した世帯主は求職活動を始めるが、公営住宅の立地が郊外であったため思うようにいかず、結局は職を求めて家族4人で転々とする生活に戻る（＝③'）。1993（平成5）年、妻の親族を頼って上京するが受入れを拒否され、子ども2人を児童相談所に預け求職活動を関東近県で続ける。その後も短期間の住込み就労を繰り返し（＝②'、③'、④'）、1994（平成6）年末、所持金もなく子どもを預けた児童相談所に行く（＝⑥）。二人とも衰弱が激しく、そのまま現在地保護となる。

<事例6> 家族関係が希薄な「内夫の暴力」からの逃避ケース

この家族は、母子2人家族（世帯主30代、子ども（幼児）1人、なお主には他に二児がある）であり、暴力を振った内夫（年齢不詳）との同棲生活は、わずか10日程度で破綻している。入所理由は、「夫・前夫・内夫の暴力」である。

世帯主は、中卒後親族宅に居住しながら1年半縫製会社に勤務する。その後は喫茶店やスナック、パチンコ店店員など住込み就労を転々とする。初婚は、10代の時に昭和50年代半ばでし、一児をもうけるが1年半で単身家出、その後協議離婚（家出2年後に成立）している。家出後スナックで住込み就労し、そこで知り合った客と内縁関係（約9年間）となり、一児出産。家族3人でパチンコ店などに住込み就労する。この前々内夫のギャンブルと暴力のため、内縁関係を終了し、子どもを児童相談所に預け、単身で住込み就労を転々とする。

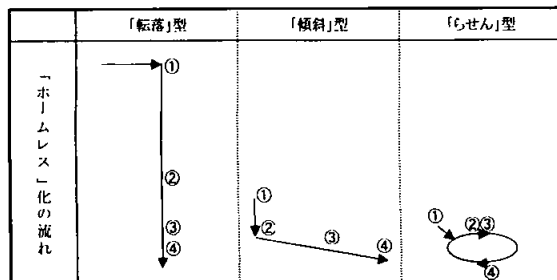
その時知り合った前内夫（約9ヶ月間）と共に夫婦で住込み就労（パチンコ店店員など）を転々と続ける。1992（平成4）年、覚醒剤使用で夫婦共逮捕拘留される。しかし、世帯主は初犯で妊娠中であったため、釈放され婦人相談所に保護され、生活保護の受給が開始される（廃止の時期は不明）。同年末出産し、翌年2月より母子寮（現母子生活支援施設）へ入寮する。5月頃よりパート就労を始め、9月には借上げアパートへ転出する。しかし、世帯主の体調不良のため就労不能となり（＝①）、翌月には会社を辞める（＝②）。しかし、転居先なくそのまま会社のアパートに住み続ける（＝③）。同年12月、生活費に困窮し生活保護が再開される。当時同じ会社の内夫（土木作業員）と交際していたが、同月末から世帯主宅で同棲を開始する。しかし、1994（平成6）年1月、約10日で、子どもに対する内夫の暴力的態度と世帯主の生活保護費消費のため家出し（＝④）、福祉事務所に相談する。そのまま、婦人相談所へ緊急保護される。

6. 考察

6.1 「ホームレス」化過程の三つのパターン

以上6つの事例から、「ホームレス」化の流れに、おおよそ三つのパターンがあることが読みとれる。それを図示したものが、図1である。最初

図1 「ホームレス」化の三つのパターン



に想定した①から⑥までの「ホームレス」化の過程は、「安定」したホームの状態にあり、且つ安定した家計生活を送っている家族を前提に、いかにして住居を喪失していくのかという「転落」型のプロセスを想定したものであった。しかし、このようなパターンを見せたのは、いわゆる「一般階層」から直線的に下降してきた「持ち家」「民間賃貸住宅」ケースのみであった。他の二つのパターンは、「転落」型ではないややいびつな展開を見せた。その一つは、「公営住宅」ケースであり、もう一つは「住込み等」ケースである。「公営住宅」ケースは、民間賃貸住宅よりも安定したホームを獲得しているが、長期間にわたって不安定な家計生活を送っており、上から下へ「転落」というよりも、低い位置に長期にわたって滞留しゆっくりと「傾斜」していくようなパターンを見せた。一方、「住込み等」ケースでは、スタート時点から限りなく「ホームのない」状態に近く、住込み先解雇と住込み就労が絶え間なく繰り返されるパターンを見せ、他の二つとは全く異なる「らせん」型を見せた。

「転落」型をとった「安定就業階層」から転落する「ホームレス」化のパターンは、〈事例1〉、〈事例2〉のケースに見られたように、安定した家族生活を比較的長く送っており、①の発生から②、③までの流れがややゆっくりとしたペースで進んでいる。その一方で、③から④へは急速に進んでいる。こうした展開を見せる一つの原因は、借金の問題である。〈事例1〉では、土地家屋という資産を所有していたことから多額の与信を得、負債額も2億円超という膨大なものとなっている。借金が顕在化した時にはすでに私的自助の範囲で対処できなくなっており、転落過程がよりドラマティックにあらわれている。〈事例2〉においても、一見安定しているかのように見える自営業経営であったが、恒常的に繰り返される親族からの

サポートに大きく依存しており、独立した家計運営がなされていたとはいえない。結果的にはこのサポートの途絶が、そのまま消費者金融からの借金へと取って代わられたにすぎず、その後の転落過程は家族の分離も含めてまさしく直線的降下である。また、このパターンでは、「ホームレス」化が極まった最終段階で初めて福祉制度に繋がっており、貧困を予防する様々な社会保障制度の適用をほとんど受けないままに住居を失っていた。特に、借金は、所得を中心に貧困の度合いを測る社会保障制度の中ではほとんど考慮されないため<sup>20)</sup>に、〈事例1〉のように、一方で十分な自営業収入がありながらも、他方で多額の利息返済によって生活費にも事欠く状況に追い込まれているという矛盾した事態が生じてしまっている。

「傾斜」型のパターンは、今回の「ホームレス」化に繋がる以前から、被保護であったり、被保護でなくても「不安定就業階層」に位置づけられる要保護状態(=②)に長期にわたって滞留していた。特に、〈事例3〉に見るように、「転落」型のパターンとは対照的に、③から④への深化が極めてゆっくりと進んでいる。これは、福祉制度に大きく依存した生活を長期間送っていることと関連する。恐らく、こうした社会的な支えがなければ、もっと早い段階で「ホームレス」化していたと思われる。つまり、スタート地点からかなり不安定な家計状況にあるため、貧困に対する対抗力が極めて弱く、容易に困窮化、「ホームレス」化が進んでしまう可能性のあることを示唆している。同様に〈事例3〉では、生活保護の原則的な方法である公営住宅での居宅保護から、公営住宅の立退きによって「ホームレス」状態となり、生活保護の例外的対応である宿所提供施設の利用によって、「ホームレス」状態を脱している。これは、宿所提供施設の退所先として安定的で「望ましい」とされている公営住宅から、逆に宿所提供施設へ入

所しているという矛盾した流れを見せた。〈事例4〉は、夫の暴力によって最終的に住居を喪失した家族であったが、それ以前から②の段階に長期に留まっており「要保護」状態にあった。家計の悪化を引き起こす要因の一つである夫を切り捨てる形で「ホームレス」化している。

「らせん」型のパターンは、繰り返し住居の喪失(=住込み先追立)とその確保(=住込み就労)がおこなわれており、②③→④→②'③'→④'…というようにグルグルと小さな輪を描いているかのようである。したがって、いつどの段階においても、こうした福祉施設へ保護されてもおかしくないような状態であり、実際〈事例5〉、〈事例6〉ではいずれも過去に施設利用歴がある。また、どちらのケースも安定したホームを拠点に、長期継続的な家族生活をほとんどおこなっていなかった。福祉制度は「傾斜」型ほど長期継続・依存的ではないが、臨時・応急的に利用していた。しかし、家族の問題が緩和されると再び制度から遠ざかり、ほとんど浮浪化している。また、移動性の高さのためと思われるが、安定的な家族生活を送っていた上の二つのグループに比して、家族規模が小さく子ども等の家族員を外に排出していく傾向を見せた。特に〈事例6〉では、家族そのものの枠組が非常に緩く、最初に想定した「ホームレス」化の流れとは全く異なるパターンを見せた。

## 6.2 三つのパターンの意味

以上のように、本研究から三つの「ホームレス」化のパターンを析出したが、むしろこの三パターンが「ホームレス」家族の典型であるというような一般化はできない。「ホームレス」化の一般的な過程を得るためには、宿所提供施設に限らず、他施設に保護されている「ホームレス」家族の調査など今後より多くの実証研究が必要である。しかし、ここでは得られた三つのパターンの持つ意味

について若干の考察を加えておきたい。特に、後の二つについては、どのような社会集団がなぜそうしたパターンをとったのかを検討しておく必要がある。

### 6.2.1 「転落」型

このパターンは、最初に想定した過程に最も近いものである。しかし、本来わが国では、そうした想定される貧困問題に対応するよう、様々な社会保障制度が整えられている。その様なセーフティーネットを掻い潜って生じているこの型の「ホームレス」家族は、現在の社会保障制度の未整備・不十分さを端的に示しているといえよう。特にこの型をとる家族には、自営業層が多く見られた。社会経済構造が変化する時、最も早い段階でその影響を直に受けやすいのが、この自営業層である。実際、金融機関の貸し渋りから急増している中小零細企業向け「商工ローン・街金」融資の問題は、今国会でも議論されているように近年「社会問題」化している。また、1998(平成10)年度の自己破産者数は11万人を超え、さらに増加傾向にある。消費者金融や商工ローンなど無担保融資の借金問題は、家計の悪化だけではなく、離婚・蒸発などの家族崩壊や、失業・転職など家族生活に大きな影響を及ぼす事項を引き起こすことが多い<sup>21)</sup>。自営業層と借金問題の近接性は、社会保障制度の枠組の中で対応可能な制度の不十分さを暗に示唆している。自営業層は、雇用者層に比して貧困予防的な制度が不十分なため、「ホームレス」化しやすい階層であるといえよう。

### 6.2.2 「傾斜」型

公営住宅居住者に多く見られたこのパターンは、「安定就業階層」から「転落」するのではなく、長期間要保護又は被保護状態にあり、「貧困層グループ」に留まっている状態であった。「ホームレス」化

させることなく、そこへ留まることを許していたのは、まさしく福祉制度である。この型の家族は、長期間福祉制度に関わっており、社会福祉政策が対象としている障害者、児童（母子）、高齢者、疾病者等を家族員に含んでいる。特に、公営住宅と生活保護という組み合わせは、これらの対象者に対してわが国の最低生活保障のシステムが提示し得る中で最も典型的なものである。ホームの安定を獲得するために、多くのケースワーカーは転宅指導をして、公営住宅への転居を薦める。したがって、そうした「安定」したホームからの「ホームレス」化は本来生じるはずのないものとされている。しかし、本研究で明らかになったように、こうした理想的な制度の組み合わせの中から実際に生み出されている「ホームレス」家族の重大性、意義をあらためて検討する必要がある。東京都住宅局の「事業概要(平成10年度)」によれば、このような公営住宅の使用料未納による立退きは、法的手段に訴えられたものだけでも1997(平成9)年度に507ケースであった(強制執行数は215件)。東京都での、使用料未納者に対する法的手段の強化は、1987(昭和62)年12月に臨時滞納整理対策室の設置から始まったとされており、公営住宅から「ホームレス」化している家族の存在を多分に示唆している。

### 6. 2. 3 「らせん」型

この型を見せた家族は、もともとのモデルプロセスとほとんど一致しない。そもそも「安定」したホームを獲得していたことすら疑わしく、むしろ「ホームレス」状態が恒常化しているといえる。こうした展開を見せた要因の一つとして、住込み型の就労先がある。これは、相対的過剰人口を受け入れる装置・「受け皿」として機能し、そこへ向かって借金から逃避している家族や、離婚後に出生家族のもとへ戻れない母子や、駆け落ち先とし

て一時的に身を寄せるカップルなど都会の匿名性を望む人々が入れ替わり立ち代わり流入しては、転出、滞留している。そうした装置間を転々とする家族は地域社会の中に「組み込まれ」ることなく、長期間にわたりホームの不安定な状態に置かれることになる<sup>2)</sup>。家族でありながら家族の枠組が緩く、転々と移動する中で、家族そのものがバラバラになれば、社会福祉の対象としてそれぞれが捉えられる可能性もあろう。さらに、社会福祉施設の退所先として想定されている一つの「自立」先に、この住込み型の就労が位置づけられており、多くの家族が施設退所時に保護を廃止して「自立」している。しかし、この研究からは安定したホームを獲得した「自立」先としてこれを位置づけることはできず、むしろ再び容易に「ホームレス」化していく可能性の非常に強い不安定なホームであるといえる。

## 7. 今後の「ホームレス」家族の検討課題

最後に、本稿の目的でもある今後のホームレス研究への必要な視角の提示を、本研究が明らかにした範囲で行いたい。

### 7. 1 福祉制度の関与

本研究で析出した三つの「ホームレス」化のパターンであるが、それぞれのパターンについて福祉制度の関与が様々であることが明らかとなった。このことは、「ホームレス」化に、現代日本の社会保障制度、社会福祉制度の関与が投影されていることを意味している。つまり、「ホームレス」化の検討は、同時に制度の不十分な側面を浮き彫りにすることができるのである。本研究の対象とした「ホームレス」家族は、保障制度のないところで「ホームレス」化したのではなく、本来、あらゆる貧困に対処することが可能とされている社会保障制度の中から生じている。このことは、ホーム

レス研究における「ホームレス」化という視角の重要性を示しているといえる。また、今回は取り上げなかったが、性差や家族構成によって、社会保障制度、福祉制度へのアクセスビリティに顕著な差が見られた。特に家族人員に稼働年齢層の男性を含む「夫婦のみ」「夫婦と子」の家族は、「母子」に比して「文字通りのホームレス」状態にまで至ったケースが多く、その期間も半年から2年という長期にわたるものだった。それに対して「母子」の場合は「ホームのある」状態から直接施設へ入所しており、極めて制度への接近性が高かった。このように、性差や家族類型による制度関与の差異を注意深く検討する必要性が残される。

## 7. 2 「ホームレス」家族の意味

事例を通して見えてくる「ホームレス」家族は、必ずしも安定的固定的なものではない。家族の経済的困窮から施設入所まで常に一貫して安定している家族も見られたが、<事例2>のように「ホームレス」化の中で、夫婦と子の家族が単身男性と母子に分離してそれぞれが「ホームレス」となったり、<事例5>のように夫婦と子4人家族が転居を繰り返すうちに子供を世帯の外に排出し、最終的には夫婦のみが保護されたり、様々に変化している。また事例では取り上げていないが、住居のある親族のもとに「ホームレス」化した別の家族が集まってきて三世代家族に拡大し、最後には家賃滞納で全員が行く先を失ってしまった家族なども見られた。このように、家族は危機的状況に対応して離合集散を繰り返し、その時々状況を乗り切っていくとする。決して不変的固定的なものではなく、様々に変化しうるものである。したがって、「ホームレス」状態が貧困の深化に伴ってあらわれる一つの断面であるとすれば、その時構成されている家族自体もまた一断面にすぎないとみることができよう。本調査において捉えられた

家族もまた、施設入所時にたまたま構成されていた形であるにすぎず、実際、施設退所後にバラバラになったり、新しく家族を形成したりしている。本稿では、家族を一つのユニットとして「ホームレス」化を捉えてきたが、貧困化がさらに極まっていけば、恐らく家族自体もバラバラになっていく可能性を多分に含んでいる。また逆に、家族経済の影響を受けながら新しい家族を形成したり、再結合していくことも考えられる。この意味において、「ホームレス」家族と単身の路上生活者を同一線上で連続的に把握する研究視角も今後必要になると考えられる。

## 7. 3 他制度との関連性

今回は、生活保護施設の一つである宿所提供施設の利用者を中心に、「ホームレス」を実態に即して捉えたが、この調査を通して他の福祉制度においても、同様の「ホームレス」化を経た利用者が存在していることが示唆された。特に、母子世帯は、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設や母子生活支援施設の緊急一時保護などを経て、S施設に入所したり、退所したりしているケースが多く見られた。これらの施設は、必ずしも同一の準拠法に位置づけられてはおらず、対象規定もそれぞれ異なっている。しかし、類似の問題を持つ要保護者がその時々状況に応じて、これらの異なる種別の施設へ様々に入所しており、場合によっては福祉施設の間を行き来していることが明らかになった。

一般に、社会福祉における問題把握は異なる法制度ごとになされる傾向が強い。本稿で扱ったような母子は、母子生活支援施設や婦人相談所に入所していれば、それぞれ「固有」の対象者としてみなされ、必ずしも「住居のない要保護者」というレベルで共通の対象としては捉えられていない。彼女たちの大半は、「夫の暴力」を保護（入所）理

由とするため、特に母子生活支援施設や婦人相談所では女性問題や家族問題として受け取られやすく、フェミニズムの視点から検討がされやすい。確かに、こうした視点から、社会の構造的な性差の問題を明らかにしていくことは重要である。しかし、事例でも見たように、これらの福祉施設の利用に繋がる人々は、「夫の暴力」を直接の住居喪失のきっかけとしているものの、その背後には夫の失業や疾病等の問題を抱えていたり、長期に及ぶ家族経済の困窮状態が横たわる場合も多い。したがって、貧困問題の一つとして包括的に「ホームレス」化を捉えることは、制度の枠組による問題の一面的把握を超えた、問題の統合的把握を可能にしていく視角を提供していくものと思われる。

また、以上のような統合的・共通的な問題把握を前提にすれば、こうした問題へ対応する各制度の矛盾も明確になっていきやすい。〈事例2〉では、S施設入所前に、婦人保護施設に保護されていたが入所中に夫から連絡が入り、施設を一旦出ざるを得ない状態になっている。この事例は、現在の制度体系の中で「ホームレス」家族に対応する場合、家族形態によって連続した福祉制度の利用ができる場合とできない場合があるという問題を明らかにしている。したがって、この点からも現行の福祉制度の機能と問題点を「ホームレス」化の中で検討していくことが重要になっていくと思われる。

## 注

- 1) ただし、現在厚生省は「ホームレス」に対する立法施策を準備するため研究会を設置して検討を重ねている段階である。また、自治体によっては独自で路上生活者のための応急的臨時的対応がなされている。
- 2) 生活保護法において、保護の実施責任は、原則的には都道府県、市町村長など要保護者の居

住する地域を所管する福祉事務所を管理する自治体の長に置かれ、「居住地がないか、又は明らかでない」要保護者の場合には、要保護状態が現に発生している場所、すなわち現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県、市町村長の責任で保護が実施されることになっている(同法第19条)。ただし岩田は、この例外的な保護の実施は、居住地を有している国民一般の生活困窮に対する取扱いに比して限定的に解釈され、必ずしも全面的な対応ではないと指摘している(岩田正美『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、1995、pp.55-57)。

- 3) 厚生省社会局施設課『保護施設取扱指針』社会福祉施設研究会 1975、p.22
- 4) 藤井康『更生施設・宿所提供施設及び宿泊所の運営指針の策定について研究報告書』1980、pp.10-13
- 5) 例えば、西森武「宿所提供施設における短期緊急入所の対応について」『東京ソーシャルワーク』No.13、1988など。
- 6) 大迫正晴「宿所提供施設と母子世帯」『東京ソーシャルワーク』No.20、1991、pp.47-48
- 7) 「東京都母子緊急一時保護」は1973(昭和48)年2月より開始され、各区市単独の緊急保護はその後それぞれに実施されている。婦人相談所の一般婦女子(含母子)への拡大は、1977(昭和52)年「東京都女性相談センター条例」に基づき開始されたものである。
- 8) この事業は、厚生関係福祉施設の運用指針に基づき、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団への委託施設を地域ごとに四つに分けて実施されている。この事業の対象者は、「各区の窓口相談のあった生活困窮者及び住宅困窮者(男子単身を除く)のうち、当該区の行政責任において緊急避難的な措置又は対応を要するが、適当な施設がなく、居所に苦慮し

- ている世帯(同運営指針)」である。保護期間は家族世帯で概ね3ヶ月、単身世帯で概ね1ヶ月の利用が可能である。
- 9) 松村祥子「生活者の経済論」中川清・松村祥子編著『生活経済論』光生館、1993、p.29
- 10) 岩田正美「「ホーム」再考—現代社会と生活経済」『季刊家計経済研究』No.43、1999
- 11) 同上 pp.22-23
- 12) 同上 p.23
- 13) 同上 p.23
- 14) 類似の視点で「ホームレス」化を研究したものの Doug A. Timmer, D. Stanley Eitzen, and Kathryn D. Talley 1994 *Paths to Homelessness* (Westview Press), Beth C. Weitzman, James R. Knickman, and Marybeth Shinn 1990 "Pathways to Homelessness Among New York City Families" *Journal of Social Issues* Vol. 46 No.4 等がある。
- 15) なお、単身者について付言しておく、「主世帯」はすべて「普通世帯」となるため、一人で一戸を構えて暮らしている世帯も当然「普通世帯」である。したがって、「準世帯」が問題となるのは、「非住宅」に関する場合である。
- 16) 「給与住宅」は、会社、雇主、団体などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させる住宅である。
- 17) もちろん、雇用関係さえ継続すれば常に雇主の経営・管理する「給与住宅」への居住を主張できるわけではない。雇主と雇用者との関係において取り結ばれる給与住宅の利用契約や管理規定などの制約を受けることはあり得るのだが、ここでは雇用契約がなければそもそも給与住宅への居住はあり得ず、その次の段階で上記の点が問題となる。
- 18) 江口英一『現代の「低所得層」上、中、下』未来社、1979
- 19) 公営住宅法1996年改正により、現在では種別区分は存在しない。
- 20) 借金などのマイナスの収入・資産に対する社会制度の無考慮を指摘するものに、岩田正美「「ローン社会」における最低生活保障についての予備的考察」『人文学報』No.170、1984等がある。
- 21) 例えば、岩田正美・室住真麻子『「サラ金相談」窓口から見た多額債務者の生活実態』大阪市立大学生活科学部1983、室住真麻子「生活保護世帯における「サラ金問題」の実態」鉄道弘済会『社会福祉研究』No.36、1985等に詳しい。
- 22) 「ホームレス」家族のような「不定住的貧困」層をとりあえず受け入れる「窓口・受け皿」が、社会構造的に装置されているという(岩田、注2)に同じ pp.276-286)。